

広島国際大学動物実験委員会構成員

職名	所属部局	専門分野	基本指針の委員会構成の該当	広島国際大学動物実験委員会規定における区分
委員長	薬学部	生化学、分子生物学	③	イ号
副委員長	薬学部	血栓止血学、薬理学	①、②	ハ号
委員	保健医療学部	臨床工学	①、②	ロ号
	総合リハビリテーション学部	基礎理学療法学、組織学	①、②	ロ号
	薬学部	神経薬理学、神経科学	①、②	ロ号
	医療栄養学部	薬剤学、製剤学	①、②	ロ号
	薬学部	骨代謝学	①、②	ハ号

2020.4.1現在

※ 「基本指針の委員会構成の該当」とは、文部科学省平成18年告示第71号「研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針」第3、3「動物実験委員会の構成」の該当をいい、以下の役割を指す。

- ① 動物実験等に関して優れた識見を有する者
- ② 実験動物に関して優れた識見を有する者
- ③ その他学識経験を有する者